

統合ポータル構築・連携の方向性について（論点）

《主な論点》

1. 地方におけるアーカイブ構築・連携の方向性で考慮すべき点は何か
 - 本日の議論から、地方における利活用の視点を踏まえ、どのような連携のあり方が望ましいか。
 - 地方のアーカイブ構築・連携の促進策として、どのような施策が必要か。
2. 中小規模の各機関がアーカイブ構築・連携を促進するために、求められる支援は何か
 - 利用可能なデジタルコンテンツを拡充するために（所蔵資料/収蔵品のデジタル化とその公開など）、どのような施策が必要か。
 - 各機関がアーカイブ連携を促進できる具体策はあるか。
3. 地方におけるアーカイブ利活用促進策
 - 地方からの発信といった観点から、利活用促進策としてどういったものが考えられるか。
 - 地方アーカイブの利活用における、我が国で共有すべき優良事例とは？
4. 我が国における連携促進に向けた具体策（前回からの続き）
 - デジタルアーカイブの構築及び連携状況が異なる各地方・分野の進め方について、今後、どのように段階的に整備していくべきか。
 - ・「束ね役」の設定をどうするか。どう配置すれば最も効率的か。
 - ・「束ね役」に求められる機能・役割を一つの機関で必ずしも果たす必要はないと考えられるが、どういった仕組みが考えられるか。
 - ・美術館のように、冊子目録が整備されていてDB不整備など、効果の高い支援が必要な領域は他にあるか。
 - 「束ね役」の名称？

「束ね役」に求められる機能・役割（中間報告より）

- (ア) メタデータの整備推進
- (イ) メタデータの集約、API 提供、再利用条件の整備
- (ウ) メタデータの標準化
- (エ) 当該分野/地方の独自性を反映したポータル整備・提供
- (オ) 所蔵資料/収蔵品等のデジタル化のための法的・技術的支援
- (カ) コンテンツの長期保存・永続的アクセス保証（データホスト）への協力
- (キ) 意識啓発・人材育成

(参考：実務者協議会中間報告の関係部分の抜粋)

1. デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題

【地方や中小規模の機関等に関する課題】

- 中小規模の機関が、メタデータの流通に向けた取組を独自に進めることは困難な状況である。国・地方自治体等による技術的・財政的・人的支援が必要である。(p.3)
- 地方におけるデジタルアーカイブの構築においては、デジタル化事業が一定程度進んでいるものの、技術的知識をもつ人材不足等のためにデジタル化成果物の公開まで至っていないことがある。(p.3)
- 各機関がデータベースのためにメタデータを整備していても、アーカイブ間の連携のためのメタデータのマッピング等にはかなりの労力を要するため、連携が進まない状況がある。

2. 連携の意義と日本型連携モデルの検討

【分野と地方の両軸からのアプローチの必要性】

- メタデータ集約の網羅性を高めるには、European と同様、分野と地方の両軸からデジタルアーカイブの連携を進めていくのがよいと考えられる。(p.7)
- ある機関が分野と地方の両軸とも連携することになった場合は、統合ポータルでメタデータの重複が発生するといった問題も出てくるが、まずは、少しでも広く網羅することを重視して収集し、その後、重複の問題を解決すればよいと考える。(p.7)

【デジタルアーカイブの構築・連携を促進する仕組み作り】

- 分野と地方のいずれにおいても、限られた資源をもつ中小規模の組織がデジタルアーカイブ関連の様々な事業を進めるには、デジタル化やシステム構築、権利処理などについて専門的な支援を受けられる仕組みが必要になってくるとの言及があった。その際、必ずしも新たな仕組みを設ける必要はなく、既存の仕組みを活用し、そこが中心となって、参加館の便益に資するネットワークを築くという方法も考えられる。(p.7)
- 専門性を生かした関係機関との連携に基づく複層的な対応を可能とする仕組みを考えていくことが重要である。(pp.7-8)

【日本型連携モデルと「束ね役」の役割】

- 我が国における個別のアーカイブ機関が行う連携モデルとしては、次のパターンが考えられる。
 - ① 国立国会図書館サーチと直接連携する。
 - ② 文化遺産オンラインのように分野をまとめる「束ね役」と連携する。
 - ③ 地方をまとめる「束ね役」と連携する。
 - ④ 法人や自治体単位等、連携しやすい可能な単位でまずは連携する。
 - ⑤ 連携を直接の目的にはしないが、メタデータを自由利用可能な条件でAPI提供する。

各アーカイブ機関は、いずれかの形で連携可能なデジタルアーカイブの構築

を目指すことが望まれる。(p.8)

- ②と③のアグリゲーターモデルの場合、海外の例から見ると、実際に「東ね役」として機能する機関は、その分野における最大規模の文化施設や業界団体、又は地方における大規模文化施設などであることが多い。だが、我が国においては、全てを一つの組織で対応することが困難な分野又は地方があると想定される。関係機関間での分担や、NPO や自治体等との連携なども選択肢として用意する必要があるだろう。(p.8)

3. 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題

【地方におけるデジタルアーカイブの課題】

- 地方の資料デジタル化は、思った以上に進んでいるが、その多くは館内利用で、外部に公開されていない。場合によっては館内閲覧さえできていないものもある。公開のためのスキル・ノウハウが不足している。(p.10)
- 人材不足が大きな課題であり、地方では技術的・法的課題について相談する相手がいない場合も多い。(p.10)
- 地方の図書館において、地方出版物をデジタル化する場合、著作(権)者や出版者との関係が近いことが多いため、著作権処理は比較的やりやすいと想定されるが、デジタル化の効用が伝わっていないため、権利処理まで踏み込んで実施されることは少ない。(p.10)
- デジタル化の費用が計上される場合でも、公開を継続するための費用やメタデータ連携に必要な費用が自治体で確保されていない。(p.11)
- 美術館の場合、館内で冊子目録又はExcel等で管理されている。冊子目録の場合は356館中で900冊を確認できた。これらの目録にあるメタデータをデジタルデータ化して公開できるよう整備するためには、まずはメタデータを公開する必要性を認識してもらうための意識改革が必要であり、また、技術的支援及び財政的支援も必要である。(p.11)

【地方のアーカイブ促進に向けた今後の検討課題】

- 地方におけるデジタルアーカイブの構築・連携に関して、秋田県など、地方に所在する図書館、博物館等の複数の分野間での連携が進んでいる自治体がある一方で、このような連携がほとんどなされていない自治体が大半と考えられる。こうした各県の状況をどのように把握するかが今後の課題であるとの指摘があった。また、技術的・人的支援をどのような形で行うべきか、地域におけるニーズから演繹されてくるといった意見も出た。現状を適切に把握しつつ、地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進のための取組のあり方について、次年度において引き続き検討を進めることとする。(p.11)